

# **南小国町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和 8 年 3 月

南小国町教育委員会

## 目 次

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 1 計画の趣旨・現状              | 1 |
| 2 目標                    | 1 |
| 3 計画の期間                 | 2 |
| 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容   | 2 |
| 5 関連する取組、今後のフォローアップについて | 4 |

## 1. 計画の趣旨・現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、南小国町立学校の教育職員の業務量を適切に管理し、健康及び福祉の確保を図るために策定するものである。

「子どもたちがよりよい未来を描く力を育む」ことを目標とした「きよらの郷の教育」を実現するためには、教育職員が心身ともに健康な状態で、日々の生活や仕事を豊かにするなど教育職員のウェルビーイングを向上し、熱意を持って働き続けられる環境を整えることが不可欠である。今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域・首長部局が一体となって働き方改革を推進し、「誰一人取り残さない教育の実現」を目指していく。

### (2) 本町の現状

本町では令和2年9月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「南小国町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

|      | 年平均     | 月45時間を上回る<br>職員の割合 | 月80時間を上回る<br>職員の割合 |
|------|---------|--------------------|--------------------|
| 小学校  | 月24.5時間 | 28.5%              | 0.3%               |
| 中学校  | 月33.7時間 | 31.0%              | 1.2%               |
| 小中学校 | 月33.9時間 | 29.3%              | 0.6%               |

時間外在校時間が45時間を超える割合が小学校28.5%、中学校31.0%と多くなっている。教材研究や校務分掌、部活動等に多くの時間を要しており、学校内外の体制と業務内容の見直しを図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 令和11年度（2029年度）までに1箇月平均時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合を100%にする。

- ② 令和11年度（2029年度）までに、教職員一人当たりの1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

## （２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ① 年次有給休暇の取得促進

年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。

【令和6年度：15.5日】

- ② 夏季休暇中の学校閉庁日の設定

夏季休業中の学校閉庁日を8月中に連続5日以上となるように設定し、長期休暇を取得しやすい環境を整備する。

- ③ ハッピーシェアウィークスの取得促進

男性教育職員について、子どもが生まれてから8週（取得困難な場合は16週）以内の育児に関する休暇・休業の取得日数を14日以上とする。

- ④ 健康リスクの低減

全教育職員にストレスチェックを実施し、必要に応じて医師や保健師による保健指導やカウンセリングを行う。また、健康リスク値を全国平均（100以下）に維持し、高ストレス者の割合を減少させる。

## 3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

ただし、時間外在校等時間の状況、具体的な取組の検証、県や国が策定する各種ガイドライン・資料の活用等の視点を踏まえた改善・見直しを適宜行うこととする。

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### （１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

#### ① 学校以外が担うべき業務

ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

イ 学校徴収金の管理

全学校において学校諸費等の収納をキャッシュレス化する。その上で公会計化を推進し、教育職員が徴収・管理業務を担わない体制を整える。

## ウ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整については、地域学校協働活動推進員等が中心となつて行うものとする。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、教育職員間の適切な役割分担を行うものとする。

## エ 過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において対応できる体制を構築する。

### ②教師以外が積極的に参画すべき業務

#### ア 調査・統計等への回答

校務支援システム等の機能を活用することによって、町から学校に発出する調査等の回答に係る事務負担を軽減する。

教育委員会においては、学校に対して回答を依頼し、又は教師を通じた児童生徒等への周知を依頼するために学校に送付される文書等の量の縮減に努め、調査やアンケートは原則電子化し、集計業務の負担を軽減する。

#### イ ICT 機器・ネットワーク整備の保守・管理

教育委員会と学校が連携を図りながら、事務職員及び ICT 支援員が中心となつて行い、一体的な保守・管理体制を整える。

#### ウ 学校事務センターの設置

学校事務処理の効率化及び質の向上を図るため、令和 8 年度より学校事務センターを設置する。

#### エ 部活動

南小国中学校部活動地域移行検討委員会の意見等を踏まえ、令和 8 年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進める。

### ③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

#### ア 授業準備、学習評価や成績処理

・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員の効果的な活用を推進する。

・ICT 支援員との連携により、校務支援システム等の機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

#### イ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・学校生活において支援が必要な学年については生活支援員を配置する。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を促進することで、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。

## （２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ① 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ② 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う
- ③ 勤務時間以外の留守番電話機能を導入し、各学校の実情に応じて録音機能の設定を行う。

## （３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ① 1 箇月時間外在校等時間が 8 0 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ② 1 1 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ③ ストレスチェックの実施率を 1 0 0 %にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ④ 心身の健康問題についての相談窓口を周知する。
- ⑤ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ⑥ 長期休業中の早出遅出勤務制度について令和 8 年度中に全校で実施する。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップ

- （１） 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、

定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 各学校の学校運営協議会を通じて、教育職員の業務量管理・健康確保措置の内容等について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深める。
- (4) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果等から把握する。
- (5) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (6) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (7) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の関係団体等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。